

## 平成 19 年度 第 9 回教育研究会議議事録

1 . 日 時 平成 19 年 12 月 11 日(火) 13 時 30 分 ~

2 . 場 所 学術交流会館特別会議室

3 . 出席者

南(理事長, 議長)

中西、奥野、藤岡、菅野

八尾

安保、切畑、寺岡、田中、黒田、青山、林、石井

辻川、小崎、上田、松川、寺迫、高見沢、今木、山口、辻

< オブザーバー >

北條

### [ 審議事項 ]

1 . 学則の一部改正(定員)について

本学入試定員のうち、編入学定員について各学部の実績等を踏まえて見直す。工学部は編入学定員を学科単位から学科共通とし、看護学部は 3 年次編入学を廃止し入学定員を 117 名に増員。総合リハビリテーション学部は編入学定員を減員し入学定員を 75 名に増員する。

そのため、平成 21 年度より、「大阪府立大学学則の一部を改正する規程」を制定し、経過措置を定めることが了承された。

2 . 学則等の改正(留学生の保証人等)について

現行の本学学則第 22 条及び大学院学則第 26 条に規程されている「外国人学生」について、新たに教育又は研究の指導を受ける目的をもって入国した者である旨の要件を明確にすることとし、「外国人留学生」に表現を改める。それに伴い、「大阪府立大学学則等の一部を改正する規程」を制定し、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。

また、同時に、「大阪府立大学学生細則」、「大阪府立大学入学手続に関する規程」、「公立大学法人大阪府立大学学生寮規程」、「公立大学法人大阪府立大学留学生宿舍規程」及び「公立大学法人大阪府立大学授業料等の免除等に関する規程」における各種の手続き

において、外国人留学生については保証人を不要とし、様式等を変更するなど所定の改正を行う。それに伴い、「大阪府立大学学生細則等の一部を改正する規定」を制定し、同じく平成 19 年 12 月 27 日から施行する。

[ 報告事項 ]

1 . 大学院博士後期課程の院生に対する支援について

平成 19 年 11 月 13 日開催の教育研究会議で報告がなされた、大学院博士後期課程の院生に対する支援について、研究活動を支援するための新たな制度を引き続き検討している。

2 . 第 2 回高大連携推進委員会(11 月 20 日開催)の概要について

平成 19 年 11 月 20 日に開催された第 2 回高大連携推進委員会において、大阪府教育委員会との包括連携協定に関する事、平成 20 年度高大連携講座「基礎生物学」「基礎物理学」に関する事、高大連携事業実施状況に関する事、等についての議論がなされた旨の議事概要が報告された。